

国の肥料価格高騰対策事業 【JAいわて花巻推奨取組メニュー並びに提出書類一覧表】

【水稲・WSC】

▽取組メニュー	取組内容（取組例）	提出書類			
		栽培管理 日誌	購入伝票 支払証明	作業写真	留意事項等
ア 土壌診断による施肥設計	土壌診断の結果に基づいた施肥を実施する。 (1) 各集落よりサンプルの土壌を2点採取し、JA関係にて土壌分析を実施します。 (2) R5年9月頃を目途に【分析結果と施肥設計提案書】を配付します。 (3) 分析結果を基に肥料注文をお願いします。	○			・土壌診断を実施したことが分かる書類 ・土壌診断を基に施肥設計したことが分かる書類 ※土壌診断書類へのメモや作業日誌等、土壌診断の結果に基づいた施肥記録
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	水稲の稲わらのすき込み。（「コ・低成分肥料の利用」とセットが大前提） ※ 稲わらのすき込みのみでは不可。 ※ 当JAとしては、営農指導と整合性がとれないため推奨しない。	○			・栽培管理日誌にてその旨記載すること。
エ 堆肥の利用	家畜排泄物等の堆肥の利用 [家畜ふん堆肥、またはパーク堆肥や生ごみ堆肥等の利用をすること] 自給堆肥でも可能	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌（施用量を記載すること）や堆肥の購入明細、施肥したほ場の写真等
キ 有機質肥料（指定混合肥料等含む）の利用	有機質肥料について (1) 有機質原料が含まれている肥料であれば対象となる。有機質原料の含有量は問わない。 (2) 有機栽培米や特別栽培米を行う場合は「キ」の取組に該当します。 (3) 有機農産物や特別栽培農産物の証明を受けているなど、化学肥料の2割削減を大幅に超える場合は、それだけで取組要件を満たすとされています。 ※ 有機栽培や特別栽培の取組が証明できる書類の提出が必要となります。 (4) 特別栽培米等の認証を受けていないもの、有機質が含まれる肥料を利用している場合は、「キ」のメニューに該当します。 (5) 有機態原料の割合が低い肥料から高い肥料に変更した場合、取組の強化・拡大とみなせません。	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌（施用量を記載すること）や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等 ※有機栽培や特別栽培の場合は取組の証明できる書類が必要となります。
ク 緑肥作物の利用	例：ソルガム等の鋤き込み作業による緑肥の利用。	○	○	○	緑肥を利用したことが分かる書類 ※作業日誌や資材購入明細、施肥したほ場の写真等
コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用	窒素以外のリン酸及び加里成分が少ない、いわゆるL型肥料のこと。成分含有量については問わない。 例： <u>窒素土2号（1.5kg袋）の使用は対象（10a2袋使用が標準）</u> ※土壌診断内容により単肥による施肥体系の取組も該当となります。	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	例：側条田植え機械（バースト含む）による側条施肥（慣行の1～2割減で施肥）	○	○	○	実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）	土壌の肥沃度（腐植含量など）や作物の生育に応じ、施肥量を自動で調整・散布する。 ※可変施肥ができる農機やマップが必要。	○	○	○	実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等

※必須2項目内の、「ア」の土壌診断に必ず○をし、「エ」～「サ」の中で出来るものを1つ選択して○をしてください。

※圃場の写真については選定した代表圃場の1枚を提出。圃場毎の提出は必要ありません。

※来年度も有機栽培米又は特別栽培米の取組を行う生産者は「キ」に該当します。（農協登録者は証明書を準備します）

※取組メニューは、**主要作物品目（代表的な作物）**で行うこととなります。

なお、主要な品目で、合わせて2つ以上の取組メニューに取り組みば支援の対象となります。

（例えば、水稲で「土壌診断による施肥設計」、トマトで「堆肥の利用」という計画を立てたケースも対象となります。）

国の肥料価格高騰対策事業 【JAいわて花巻推奨取組メニュー並びに提出書類一覧表】

【麦・大豆・雑穀等】

▽取組メニュー	取組内容（取組例）	提出書類			
		栽培管理 日誌	購入伝票 支払証明	作業写真	留意事項等
ア 土壌診断による施肥設計	土壌診断の結果に基づいた施肥を実施する。 (1) 各集落よりサンプルの土壌を2点採取し、JA関係にて土壌分析を実施します。 (2) R5年9月頃を目途に【分析結果と施肥設計提案書】を配付します。 (3) 分析結果を基に肥料注文をお願いします。	○			・土壌診断を実施したことが分かる書類 ・土壌診断を基に施肥設計したことが分かる書類 ※土壌診断書類へのメモや作業日誌等、土壌診断の結果に基づいた施肥記録
エ 堆肥の利用	家畜排泄物等の堆肥の利用 [家畜ふん堆肥、またはパーク堆肥や生ごみ堆肥等の利用をすること] 自給堆肥でも可能	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌（施用量を記載すること）や堆肥の購入明細、施肥したほ場の写真等
キ 有機質肥料（指定混合肥料等含む）の利用	有機質肥料について (1) 有機質原料が含まれている肥料であれば対象となる。有機質原料の含有量は問わない。 (2) 有機態原料の割合が低い肥料から高い肥料に変更した場合、取組の強化・拡大とみなせません。	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌（施用量を記載すること）や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
ク 緑肥作物の利用	例：大豆等の鋤き込み作業による緑肥の利用。	○	○	○	緑肥を利用したことが分かる書類 ※作業日誌や資材購入明細、施肥したほ場の写真等
コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用	窒素以外のリン酸及び加里成分が少ない、いわゆるL型肥料のこと。成分含有量については問わない。 ※土壌診断内容により単肥による施肥体系の取組も該当となります。	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	例：ドリル播種時の側条機械による側条施肥（慣行の1～2割減で施肥）や、うね立て同時施肥など	○	○	○	実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）	土壌の肥沃度（腐植含量など）や作物の生育に応じ、施肥量を自動で調整・散布する。 ※可変施肥ができる農機やマップが必要。	○	○	○	実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等

※必須2項目内の、「ア」の土壌診断に必ず○をし、「エ」～「サ」の中で出来るものを1つ選択して○をしてください。

※圃場の写真については選定した代表圃場の1枚を提出。圃場毎の提出は必要ありません。

国の肥料価格高騰対策事業 【JAいわて花巻推奨取組メニュー並びに提出書類一覧表】

【園芸品目】

▽取組メニュー	取組内容（取組例）	提出書類			
		栽培管理 日誌	購入伝票 支払証明	作業写真	留意事項等
ア 土壌診断による施肥設計	土壌診断の結果に基づいた施肥を実施する。 〔養液栽培の場合〕 ・養液や廃液の成分分析または定期的な pH、EC分析	○			・土壌診断を実施したことが分かる書類 ・土壌診断を基に施肥設計したことが分かる書類 ※土壌診断書類へのメモや作業日誌等、土壌診断の結果に基づいた施肥記録
エ 堆肥の利用	家畜排泄物等の堆肥の利用 〔家畜ふん堆肥、またはパーク堆肥や生ごみ堆肥等の利用をすること〕 自給堆肥でも可能	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌（施用量を記載すること）や堆肥の購入明細、施肥したほ場の写真等
キ 有機質肥料（指定混合肥料等含む）の利用	有機質肥料について (1) 有機質原料が含まれている肥料であれば対象となる。有機質原料の含有量は問わない。 (2) 有機態原料の割合が低い肥料から高い肥料に変更した場合、取組の強化・拡大とみなせません。	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌（施用量を記載すること）や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
ク 緑肥作物の利用	例：イタリアンライグラス等、緑肥の利用。	○	○	○	緑肥を利用したことが分かる書類 ※作業日誌や緑肥の購入明細、施肥したほ場の写真等
コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用	窒素以外のリン酸及び加里成分が少ない、いわゆるL型肥料のこと。成分含有量については問わない。 ※単肥配合は、土耕栽培・養液栽培ともに適用する。	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	例：側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等 〔養液栽培の場合〕 養液栽培は制限された根圏域に施肥するため、局所施肥に該当する。	○	○	○	実施したことが分かる書類 ※作業日誌、写真、資産台帳（使用する機械を所有している場合）等

※園場の写真については選定した代表園場の1枚を提出。園場毎の提出は必要ありません。

国の肥料価格高騰対策事業 【JAいわて花巻推奨取組メニュー並びに提出書類一覧表】

【牧草】

▽取組メニュー	取組内容（取組例）	提出書類			
		栽培管理 日誌	購入伝票 支払証明	作業写真	留意事項等
ア 土壌診断による施肥設計	土壌診断の結果に基づいた施肥を実施する。 ※各地区よりサンプルの土壌を採取し、JA関係にて既に土壌分析していることにより該当となります。【分析結果や施肥設計も後日通知予定】	○			・土壌診断を実施したことが分かる書類 ・土壌診断を基に施肥設計したことが分かる書類 ※土壌診断書類へのメモや作業日誌等、土壌診断の結果に基づいた施肥記録
エ 堆肥の利用	家畜排泄物等の堆肥の利用 〔家畜ふん堆肥、またはパーク堆肥や生ごみ堆肥等の利用をすること〕 自給堆肥でも可能	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌（施用量を記載すること）や堆肥の購入明細、施肥したほ場の写真、散布作業の様子等
コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用	令和4年12月26日 更新	○	○	○	施用したことが分かる書類 ※作業日誌や肥料の購入明細、施肥したほ場の写真等

※園場の写真については選定した代表園場の1枚を提出。園場毎の提出は必要ありません。